

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和五年三月二十三日

広島県人事委員会

委員長 加藤

誠

広島県人事委員会規則第五号

職員の退職手当の支給に関する規則の一部を改正する規則

職員の退職手当の支給に関する規則（昭和二十九年広島県人事委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>（条例第十条第一項に規定する人事委員会規則で定める職員に準じる者）</p> <p>第四条 条例第十条第一項に規定する人事委員会規則で定める職員に準じる者は、<u>条例第二</u>条に規定する職員以外の者で、その勤務形態が職員に準じ、かつ、その勤務形態により勤務した日（週休日、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日（一月間の日数）（広島県の休日を定める条例（平成元年広島県条例第一二二号）<u>第一</u>条第一項各号に掲げる日の日数は算入しない。）が二十日に満たない日数の場合にあつては、十八日から二十日と当該日数との差に相当する日数を減じた日数）以上ある月が一月以上あるものとする。ただし、季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した場合に限る。</p>	<p>（条例第十条第一項に規定する人事委員会規則で定める職員に準じる者）</p> <p>第四条 条例第十条第一項に規定する人事委員会規則で定める職員に準じる者は、<u>条例第二</u>条第一項に規定する職員以外の者で、その勤務形態が職員に準じ、かつ、その勤務形態により勤務した日（週休日、又は休暇を与えられた日を含む。）が十八日以上ある月が一月以上あるものとする。ただし、季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した場合に限る。</p>

附則

この人事委員会規則は、令和五年四月一日から施行する。